滋賀県東近江市小今町字南出16番43 公衆用道路 74㎡ （買収時：滋賀県八日市市小今町字南出35番　山林　２畝14歩、37番　山林　３反３畝９歩）	藤村吉治郎、畑 伊助 八日市市小今町219番地、八日市市小脇町1410番地	
滋賀県東近江市小今町字南出38番４ 公衆用道路 73㎡ （買収時：滋賀県八日市市小今町字南出35番　山林　２畝14歩、37番　山林　３反３畝９歩）		
滋賀県東近江市小今町字南出38番６ 公衆用道路 380㎡ （買収時：滋賀県八日市市小今町字南出38番　山林　１反５畝29歩、39番　山林　３反５畝２歩、43番　山林　２反４畝13歩）	西川捨次郎、畑 伊助 八日市市小今町276番地、八日市市小脇町1410番地	
滋賀県東近江市小今町字南出43番１ 公衆用道路 221㎡ （買収時：滋賀県八日市市小今町字南出35番　山林　２畝14歩、36番　山林　１畝29歩、45番　山林　２反３畝５歩）	藤村吉治郎、澤井又市、門野久米治 八日市市小今町219番地、八日市市小今町243番地、八日市市小今町244番地	
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野外字金剛寺野527番１ 宅地　3.18㎡ （買収時：滋賀県愛知郡八木荘村大字蚊野外字金剛寺野３番　山林　１町４畝７歩）	岡部　巖藏 滋賀県愛知郡八木荘村大字栗田490番地	

滋賀県愛知郡愛荘町蚊野外字金剛寺野527番２ 宅地　26.25㎡ （買収時：滋賀県愛知郡八木荘村大字蚊野外字金剛寺野３番　山林　１町４畝７歩）		
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野外字金剛寺野527番３ 宅地　301.96㎡ （買収時：滋賀県愛知郡八木荘村大字蚊野外字金剛寺野３番　山林　１町４畝７歩）		
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野外字金剛寺野527番４ 宅地　36.8㎡ （買収時：滋賀県愛知郡八木荘村大字蚊野外字金剛寺野３番　山林　１町４畝７歩）		
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野外字金剛寺野556番５ 公衆用道路 3.6㎡ （買収時：滋賀県愛知郡八木荘村大字蚊野外字金剛寺野12番　山林　３町）	高橋興三次郎 外十名 滋賀県愛知郡八木荘村大字蚊野外	
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野外字金剛寺野557番５ 公衆用道路 12㎡ （買収時：滋賀県愛知郡八木荘村大字蚊野外字金剛寺野12番　山林　３町）		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和８年９月９日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
山口県美祢市於福町上字中ノ光1754番 雑種地　195㎡	山相　邦重 山口県美祢郡於福村大字於福下参千七百拾参番ノ弐地	
山口県美祢市於福町上字中ノ光1755番 雑種地　799㎡	阿野美千代、阿野貞愃、阿野　明人 山口県美祢郡於福村大字於福上弐千百弐拾五番地	
山口県美祢市於福町上字中ノ光1756番 雑種地　656㎡	阿野茂右エ門 山口県美祢郡於福村大字於福上弐千百弐拾五番地	
愛媛県今治市朝倉上甲2858番２ 畑　16㎡	越智　辰雄 住所不詳	
愛媛県喜多郡内子町城廻645番 畑　172㎡	高昌寺 愛媛県喜多郡内子町城廻117番地	
高知県幡多郡大月町周防形字高見山386番44 山林　18,171㎡	氏名不詳 住所不詳	
高知県幡多郡大月町鉾土字郡山597番 山林　299㎡	森　嘉次郎 高知県幡多郡大内町鉾土56	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和８年９月９日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
熊本県人吉市願成寺町字高野255番２ 宅地　15.21㎡	樅木　皆作 熊本県人吉市鬼木町	
熊本県上益城郡山都町御所字下稲生野1434番３ 田　198㎡	髙橋　幸夫 熊本県上益城郡名連川村大字御所1486番地	
大分県臼杵市野津町大字西畑字後久保4459番 山林　386㎡	甲斐　　新 大分県大野郡南野津村大字西畑4258番地	
大分県臼杵市野津町大字西畑字後久保4462番 畑　991㎡	甲斐　　新 大分県大野郡南野津村大字西畑4258番地	
鹿児島県鹿児島市高免町509番５ 公衆用道路 210㎡	氏名不詳 住所不詳	